

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十一年四月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年四月二十六日

埼玉県飯能県土整備事務所長 小宮山 節 男

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 青梅秩父線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>飯能市大字上名栗字東久保一三〇 八番一地先から同市大字上名栗字 東久保一三〇六番一地先まで</p>		区 間
<p>一七・〇三〇 三九・二三三</p>	<p>一七・〇三〇 四五・三八</p>	敷地の幅員 (メートル)
<p>一六九・五九</p>		延 長 (メートル)
<p>緊急地方道路整備工事による。 なお、新道路区域（新管理範囲）外 の現（旧）道路敷地は、道路法第九 十二条第四項の規定に基づき交換の 用に供する。</p>		備 考